新旧対照表

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年規則第54号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
（別世帯構成等の承認） **第１条の４**　条例第８条第１項第１号イただし書に規定する市長の承認は、当該コミュニティ住宅の戸数が、その承認の当該同項各号（第１号イ及び第３号イを除く。）の規定によりコミュニティ住宅を使用させるべき者と認められる者の世帯の数を超える戸数に相当する世帯の数の範囲内ですることができる。この場合において、市長は、同項第１号アに規定する承認の日後に別世帯を構成するに至つたこと又は同日後に施行地区内に居住するに至つたことが専らコミュニティ住宅の使用のみを目的とすると認められるときは、承認をしてはならない。 ２　条例第８条第１項第３号イただし書の規定による市長の承認については、前項の規定を準用する。この場合において、同項前段中「第８条第１項第１号イただし書」とあるのは「第８条第１項第３号イただし書」と、同項後段中「同項第１号アに規定する承認の日」とあるのは「同項第３号アに規定する申出の日」と読み替えるものとする。	（別世帯構成等の承認） **第１条の４**　条例第８条第１項第１号イただし書に規定する市長の承認は、当該コミュニティ住宅の戸数が、その承認の当該同項各号（第１号イを除く。）の規定によりコミュニティ住宅を使用させるべき者と認められる者の世帯の数を超える戸数に相当する世帯の数の範囲内ですることができる。この場合において、市長は、同項第１号アに規定する承認の日（以下「計画承認日」という。）後に別世帯を構成するに至つたこと又は計画承認日後に施行地区内に居住するに至つたことが専らコミュニティ住宅の使用のみを目的とすると認められるときは、承認をしてはならない。
（入居者の承継の承認） **第１２条**　省　略 ２　省　略 ３　市長は、市営住宅（コミュニティ住宅を除く。）について、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第12条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしない。ただし、特別の事情により当該申請者に入居の承継をさせることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1)　当該申請者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者その他婚姻の予定者を含む。）及び浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づきパートナーシップの宣誓を行つた者以外の者である場合 (2)　当該申請者に係る当該承認の後における収入が条例第６条第２号ア、イ	（入居者の承継の承認） **第１２条**　同　左 ２　同　左 ３　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしない。ただし、当該申請者が病気にかかつていることその他特別の事情により当該申請者に入居の承継をさせることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1)　当該申請者が入居者と同居していた期間が１年に満たない場合（当該申請者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族等である場合を除く。） (2)　当該申請者に係る当該承認の後における収入が条例第31条第２項に規定

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
又はウに掲げる区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超える場合	する金額を超える場合
(3)　省　略	(3)　同　左
4　市長は、コミュニティ住宅について、次の各号のいずれにも該当しない場合においては、第２項の規定による承認をしない。	
(1)　当該申請者が整備促進事業に係る住環境整備計画について国土交通大臣の承認を受けた日から引き続き当該整備促進事業の施行地区内に居住していた者である場合	
(2)　当該申請者が住環境改善等事業の施行に伴い市から買取りの申出があつた土地に存する住宅に、当該買取りの申出があつた日から引き続き居住していた者である場合	
(3)　その他特別の事情により当該申請者に入居の承継をさせることが必要であると市長が認める場合	
(近傍同種の住宅の家賃の算定方法)	(近傍同種の住宅の家賃の算定方法)
第１５条　条例第17条第３項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の複成価格（当該住宅の推定再建築費の額から経過年数に応じた減価額を除いた額として省令第18条に規定する方法で算出した価格及びその敷地の時価をいう。）に国土交通大臣が定める１年当たりの利回りを乗じた額、償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失を埋めるための省令第19条に規定する方法で算出した引当金並びに公課の合計を12で除した額とする。	**第１５条**　条例第17条第３項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の複成価格（当該住宅の推定再建築費の額から経過年数に応じた減価額を除いた額として公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第18条に規定する方法で算出した価格及びその敷地の時価をいう。）に国土交通大臣が定める１年当たりの利回りを乗じた額、償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失を埋めるための省令第19条に規定する方法で算出した引当金並びに公課の合計を12で除した額とする。
別　記	
第１号様式（第２条）	**第１号様式**（第２条）
（裏）	（裏）
省　略	同　左
7　母子・父子世帯又は単身の方は、該当する番号を○で囲んでください。	7　母子・父子世帯の方は、該当する番号を○で囲んでください。
省　略	同　左

（下線の部分が改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 （施行期日） １　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条の４の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった入居者の承継の承認について適用し、同日前に申請のあった入居者の承継の承認については、なお従前の例による。	